

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 平成30年6月29日

**【会社名】** 株式会社ケーブイケー (商号 株式会社 K V K )

**【英訳名】** KVK CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 末松 正幸

**【本店の所在の場所】** 岐阜県岐阜市黒野308番地  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」  
で行っております。)

**【電話番号】** ( 0 5 8 ) 2 3 9 - 3 1 1 1 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 北川 喜一

**【最寄りの連絡場所】** 岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地 (富加本部)

**【電話番号】** ( 0 5 7 4 ) 5 5 - 0 0 0 5

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 北川 喜一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第71期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社の登記上の商号「株式会社ケーブイケー」を定款上の商号である「株式会社K V K」に統一するため、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

平成28年11月、業務効率の向上を図るため本社機能を主力工場である富加工場へ移転いたしました。その後順調に業務を遂行でき、この度実態に合わせて、現行定款第3条（本店の所在地）を岐阜県岐阜市から岐阜県加茂郡富加町に変更するものであります。

また、本変更の効力は、平成30年7月1日をもって効力が生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

第3号議案 取締役7名選任の件

末松正幸、小関智晶、森田恭二、坪田充夫、藤井邦彦、杉山正直及び奥田真之を取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役及び監査役に対する報酬としての株式交付信託制度導入の件

取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）（以下、総称して取締役等といいます。）を対象に、新たに株式報酬制度を導入することとし、5年間を対象期間として、当社が設定する信託に対し、合計640,000千円を上限とする金銭を拠出し、当該信託を通じて取締役等に当社株式の交付を行うものです。なお、当該株式報酬制度は、本信託期間満了時に当社取締役会の決定により、都度信託期間を延長できるものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	65,408	62	0	(注)1	可決(94.17%)
第2号議案	65,415	55	0	(注)2	可決(94.18%)
第3号議案			0	(注)3	
末松 正幸	64,955	515	0		可決(93.52%)
小関 智晶	64,918	552	0		可決(93.47%)
森田 恭二	64,928	542	0		可決(93.48%)
坪田 充夫	64,925	545	0		可決(93.48%)
藤井 邦彦	64,920	550	0		可決(93.47%)
杉山 正直	65,021	449	0		可決(93.61%)
奥田 真之	64,984	486	0		可決(93.56%)
第4号議案	64,616	854	0	(注)1	可決(93.03%)

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上